

資料 2-1

子ども・子育て支援事業計画の中間評価について

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抜粋）

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の2の（一）又は四の2の（一）により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。

なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

○新庄市子ども・子育て支援事業計画(2ページ)

3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とし、平成29年度までの3年間で地域における課題解決の方策を講じ、平成29年度中に事業計画の中間評価・見直しを行います。また、平成30年度からの2年間では、次期計画の策定に向けた準備を行います。

○新庄市子ども・子育て支援事業計画(61ページ)

2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルにより実施します。本事業計画に基づく施策の進捗状況を把握したうえで、施策の成果についての点検・評価を行い、改善すべき課題があった場合は、計画期間中であっても、計画の見直しを行います。

【PDCAサイクル図】

